



発行 東京都

目次

97

規程（下水）

○東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………一

○東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………二

○東京都下水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程……………三

○東京都下水道局会計事務規程の一部を改正する規程……………三

○東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正……………四

訓令（議）

規程（下水）

●東京都下水道局管理規程第三十号

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十二月二十二日

東京都下水道局長 神山守

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都下

水道局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第十七条第十六項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条中第十二項から第十五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十一項中「第九項本文」を「第十項本文」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、同条第八項第一号中「第五項」を「第六項」に、「第十六項」を「第十七項」に改め、同条第二号及び第三号中「第五項各号」を「第三項各号」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 前各項の規定にかかわらず、東京都の臨時的任用の職に在職する者が退職後引き続き職員として採用された場合における当該職員の当該採用された年の年次有給休暇の日数は、当該採用された日の前日に使用することができる日数のうちその年度に付与されたものに、当該採用された月に応じ、別表第二の三に定める日数を加えたものとする。

第三十条第三項中「第十七条第八項第二号イ」を「第十七条第九項第二号イ」に改める。

第三十一条第三項に次のただし書を加える。

ただし、時間を単位とする介護休暇を利用する場合において、当該利用する日の他の休暇（前条に規定するものを除く。）、職務専念義務の免除等及び当該介護休暇によりその日の全ての正規の勤務時間について勤務しないこととなるときは、当該日の当該介護休暇は承認しない。

第三十一条第四項を削り、同条第五項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第六項から第九項までを一項ずつ繰り上げる。

第三十二条の二を次のように改める。

（特別休暇等の特例）

第三十二条の二 東京都のいずれかの職を退職した者が引き続き職員（臨時的任用職員を除く。）に採用された場合において、当該採用された年における第十八条、第十九条、第三十一条及び第三十一条の二の規定の適用については、当該退職以前の勤務と当該採用以後の勤務とが継続するものとみなす。任期の更新をしたときも同様とする。

ただし、東京都の常勤の職を退職した者が引き続き再任用職員又は任期付職員等に採用された場合における第十九条の規定（長期勤続休暇に限る。）の適用については、この限りでない。

附則

1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第三十一條第三項から第八項までの改正規定は同年一月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第三十一條（東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都下水道局管理規程第七号）第二十五條第二項において準用する場合を含む。）に規定する介護休暇の申請等は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

●東京都下水道局管理規程第三十一号

東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十二月二十二日

東京都下水道局長 神山守

東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都下水道局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第十一條第三項を次のように改める。

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当する職員の年次有給休暇の日数は、当該各号に定める日数とする。

- 一 同一会計年度内において、東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間満了後引き続き職員として新たに任用される場合（東京都下水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京都下水道局管理規程第三号）第五條第二項に規定する任期の更新をしたときを含む。）当該任用以前の勤務と当該任

用以後の勤務とが継続するものとみなした場合に当該任用の日以後に使用することができる日数から、当該年度内で使用した日数を差し引いた日数

- 二 東京都のいずれかの職（会計年度任用の職及び地方公務員法第二十二條の三第一項の規定に基づき臨時的に任用（以下「臨時的任用」という。）される職員を除く。）にあつた者が引き続き職員として新たに任用される場合又は東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間の中途において退職後引き続き職員として新たに任用される場合 新たに職員に任用された日（以下「任用日」という。）前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数（一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかつた日数並びに所定の勤務日数、在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日数（前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前二年以前の日である場合は、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかつた日数を差し引いたもの）から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いた日数
- 三 東京都の会計年度任用の職にあつた者が当該任用の期間の属する年度の翌年度において引き続き職員として新たに任用される場合において、当該任用された年度において引き続き在職する期間が十二月に満たない場合 所定の勤務日数、在職期間及び任用の日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数
- 四 東京都の臨時的任用の職に在職する者が当該任用の期間満了後引き続き職員として新たに任用される場合 当該任用の日の前日に使用することができる日数のうち同日の属する年度に付与されたものに、所定の勤務日数、在職期間及び任用の日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日数

第十三條中「から引き続き職員に」を「にあつた者が当該任用の期間の属する年度の翌年度において引き続き職員として新たに」に、「当該年度に付与された」を「当該任用の日の前日に使用することができる」に、「使用しなかつた日数」を「同日の属する年度に付与されたもの」に、「第十一條第三項」を「第十一條第三項第二号及び第四

号」に改める。

第十四条第一項中「育児時間」の下に「、出産支援休暇、育児参加休暇」を加え、同条第二項中「うち」の下に「、出産支援休暇、育児参加休暇」を加える。

第十九条の次に次の二条を加える。

(出産支援休暇)

第十九条の二 出産支援休暇については、勤務時間規程第二十六条の規定を準用する。

(育児参加休暇)

第十九条の三 育児参加休暇については、勤務時間規程第二十六条の二の規定を準用する。

第二十五条第二項中「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

第三十条中「常勤の職又は一般職の非常勤の職」を「いずれかの職」に改め、「第二十五条まで」の下に「及び第二十七条」を加え、「(平成二十七年東京都下水道局管理規程第三号)」を削る。

第三十一条中「第二十条」を「第十九条の二から第二十条まで」に改める。

附則

1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第十四条の改正規定、第十九条の次に二条を加える改正規定、第二十五条の改正規定及び第三十一条の改正規定は同年一月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第十九条の二に規定する出産支援休暇及び同規程第十九条の三に規定する育児参加休暇に係る請求等は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

●東京都下水道局管理規程第三十二号

東京都下水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十二月二十二日

東京都下水道局長 神山守

東京都下水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程(平成二十七年東京都下水道局管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 会計年度任用職員勤務時間規程第十九条の二の規定により出産支援休暇を承認されている場合

六 会計年度任用職員勤務時間規程第十九条の三の規定により育児参加休暇を承認されている場合

第九条第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 会計年度任用職員勤務時間規程第十六条の規定により妊娠出産休暇を承認されている場合

第九条第二項に次の一号を加える。

十 前各号に掲げるもののほか、局長が別に定める場合

第十六条第二項第三号中「第九条第二項第六号」を「第九条第二項第九号」に改める。

附則

この規程は、令和四年一月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第三十三号

東京都下水道局会計事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十二月二十二日

東京都下水道局長 神山守

東京都下水道局会計事務規程の一部を改正する規程

東京都下水道局会計事務規程(昭和四十一年東京都下水道局管理規程第三十号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「または」を「又は」に、「ただちに納入通知書」を「直ちに納入通知書(納入通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)」に改め、

「送付」の下に「（電磁的記録にあつては送信。次条、第三十四条第一項及び第三十四条の二第二項において同じ。）」を加え、同条ただし書中「口頭」を「口頭」に改める。

第三十条ただし書を次のように改める。

ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

第三十一条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第三十四条の次に次の二条を加える。

（指定納付受託者による納付による収納）

第三十四条の二 部及び所の長は、納入者が指定納付受託者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。以下同じ。）に収納金の納付を委託したときは、当該指定納付受託者から、収納金を領収することができる。

2 部及び所の長は、前項の規定による収納をする場合、当該指定納付受託者に納入通知書を送付することができる。

3 指定納付受託者及び地方自治法第二百三十一条の二の四に規定する政令で定める者の要件は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百七条の二に定めるところによるほか、局長が別に定めるところによる。

（公金の徴収又は収納事務の委託）

第三十四条の三 局長は、次の各号のいずれにも該当する場合には、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定に基づき、公金の徴収又は収納の事務を私人に委託することができる。

一 徴収又は収納の事務を私人に委託することが、局の収入の確保及び下水道使用者等の便益の増進に寄与すると認められる場合

二 徴収又は収納の事務を委託する私人が当該徴収又は収納の事務を遂行するのに十分な能力を有し、かつ、当該私人による公金の保管等が安全であると認められる場合

2 徴収又は収納の事務の委託を受けた者は、地方公営企業法施行令第二十六条の四第二項の規定に基づき、徴収し、又は収納した公金を局長が指定する期日までに、当該

公金の明細を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて、納付書により局長が指定する金融機関に払い込まなければならない。 附則 この規程は、令和四年一月四日から施行する。

訓 令（議）

●東京都議会議長訓令第六号

東京都議会議長 三宅しげき

東京都議会議長訓令第五号の一部を次のように改正する。 令和三年十二月二十二日

第一条中「第十九条第二項」を「第十九条」に改める。 第十一条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当する職員の年次有給休暇の日数は、当該各号に定める日数とする。

一 同一会計年度内において、東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間満了後引き続き職員として新たに任用される場合（会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京都議会議長訓令第四号）第五条第二項に規定する任期の更新をしたときを含む。） 当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなした場合に当該任用の日以後に使用することができる日数から、当該年度内で使用した日数を差し引いた日数

二 東京都のいずれかの職（会計年度任用の職及び臨時的任用の職を除く。）にあつた者が引き続き職員として新たに任用される場合又は東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間の中途において退職後引き続き職員として新たに任用される場合 新たに職員に任用された日（以下「任用日」という。）前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数

(一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数)に、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数並びに所定の勤務日数、在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日数(前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前二年以前の日である場合は、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を差し引いたもの)から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いた日数

三 東京都の会計年度任用の職にあつた者が当該任用の期間の属する年度の翌年度において引き続き職員として新たに任用される場合において、当該任用された年度において引き続き在職する期間が十二月に満たない場合 所定の勤務日数、在職期間及び任用の日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数

四 東京都の臨時的任用の職に在職する者が当該任用の期間満了後引き続き職員として新たに任用される場合 当該任用の日の前日に使用することができる日数のうち同日の属する年度に付与されたものに、所定の勤務日数、在職期間及び任用の日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日数

第十三条第一項中「から引き続き職員に」を「にあつた者が当該任用の期間の属する年度の翌年度において引き続き職員として新たに」に、「当該年度に付与された」を「当該任用の日の前日に使用することができる」に、「使用しなかった日数」を「同日の属する年度に付与されたもの」に、「第十一条第三項」を「第十一条第三項第二号及び第四号」に改める。

第十四条第一項中「育児時間」の下に「、出産支援休暇、育児参加休暇」を加え、同条第二項中「うち」の下に「、出産支援休暇、育児参加休暇」を加える。

第十九条の次に次の二条を加える。
(出産支援休暇)

第十九条の二 出産支援休暇については、規則第二十二條の規定を準用する。

(育児参加休暇)

第十九条の三 育児参加休暇については、規則第二十二條の二の規定を準用する。
第二十五条第二項中「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

第三十條中「常勤の職又は一般職の非常勤の職」を「いずれかの職」に改め、「第二十五條まで」の下に「及び第二十七條」を加え、「(平成二十七年東京都議会議長訓令第四号)」を削る。

第三十一條中「第二十條」を「第十九條の二から第二十條まで」に改める。

附則

1 この訓令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第十四條の改正規定、第十九條の次に二条を加える改正規定、第二十五條の改正規定及び第三十一條の改正規定は同年一月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。

2 この訓令による改正後の東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第十九條の二に規定する出産支援休暇、同規程第十九條の三に規定する育児参加休暇及び同規程第二十五條に規定する介護休暇に係る請求等は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

